

## 一部の医療機関・薬局でマイナンバーカードを 「医療費助成受給者証」として利用できます

### 事業内容について

本市では、2024年（令和6年）度にデジタル庁が実証事業として公募した「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH：Public Medical Hub）」の先行実施に取り組んでいます。

これまでは、医療機関などを受診する際に窓口で「健康保険情報がわかるもの」とは別に「医療費助成受給者証」をお持ちの方は提出をしていましたが、今後、将来的にマイナンバーカード1枚で利用できるようにすることを目的としています。

### 【イメージ】



### 開始時期

2025年（令和7年）1月14日（火）

※具体的な開始時期は、各医療機関・薬局により異なりますので、事前にご確認ください。

### 対象者

マイナ保険証の利用登録をされている方で、浜松市が発行する次の医療費助成受給者証をお持ちの方

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証
- ・ 小児慢性特定疾病受給者証
- ・ 自立支援医療（育成医療）受給者証